

横 手 市 農 業 委 員 会

令和3年度 第8回

農業委員会総会議事録

令和3年10月15日

令和3年度 第8回横手市農業委員会総会議事録

令和3年10月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市浅舞公民館に招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
4. 議案第39号 農用地利用集積計画の撤回に対する意見決定について
5. 議案第40号 農用地利用集積計画審議について
6. 議案第41号 農用地の買入協議に係る要請について
7. 議案第42号 横手農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
8. 議案第43号 令和3年度秋田県農業委員会大会への提出議案（案）に対する
意見聴取について
9. 議案第44号 横手市農地利用最適化推進施策等に関する意見書（案）について
10. 報告第8号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	平良木 保	出	13	高瀬 俊作	出
2	木村 由美子	出	14		欠
3	菅原 一太郎	出	15	高橋 尚也	出
4	佐藤 仁	出	16	佐藤 省美	出
5		欠	17	佐々木 由紀子	出
6	佐藤 勇	出	18	吉田 豊	出
7	遠藤 タミ子	出	19	高橋 康弘	出
8		欠	20	高橋 正也	出
9	小笠原 夏子	出	21	佐藤 真志子	出
10		欠	22	千葉 肇	出
11	近江 清廣	出	23	齊藤 龍平	出
12	佐々木 秀一	出	24	飯野 正和	出

当日の欠席委員

5番 堀江 一彦 委員
 8番 丹波 賢太郎 委員
 10番 吉田 和儀 委員
 14番 伊藤 亨 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	高	橋	英	樹
	事務局長代理兼総務係長	塩	田	正	秋
	農地振興係長	佐	藤	正	人
	総務係副主査	鈴	木	郁	哉
	農地振興係主査	片	野	松	浩
	農地振興係副主査	佐	藤	夏	美
増田地域局					
平鹿地域局	農委事務局主査	佐	藤	雅	彦
雄物川地域局	農委事務局主査	齊	藤	勇	人
大森地域局	農委事務局主査	柴	田	正	之
十文字地域局	農委事務局主査	高	橋	美	紀子
山内地域局	農委事務局主査	藤	田		潤
大雄地域局	農委事務局主査	照	井	理	香

議長

本日の出席者数は20名であります。
横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第8回横手市農業委員会総会を開会いたします。

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第22条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より
15番 高橋 尚也 委員
16番 佐藤 省美 委員
の両名を指名いたします。

日程2、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明します。議案書2ページになります。申請案件は13件です。

「1番、2番」は横手地域局管内から、「1番」は後継者への部分贈与です。「2番」は譲渡人の要望による贈与です。

3ページ、4ページに跨ります。

「3番」から「9番」は平鹿地域局管内から、「3番」は農地中間管理機構関連ほ場整備事業に伴う国有地払下げによる規模拡大です。「4番」は賃借権設定による規模拡大です。「5番、6番」は譲渡人の要望による買受による規模拡大です。「7番から9番」は買受による規模拡大です。

「10番」は大森地域局管内から、「10番」は後継者への部分贈与です。

「11番、12番」は山内地域局管内から、「11番、12番」は買受による規模拡大です。

5ページになります。

「13番」は大雄地域局管内から、「13番」は後継者への一括贈与です。

以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号62番から74番に記載されているとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 37 号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 37 号」については許可することに決定いたします。

日程 3、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明します。議案書 8 ページをご覧ください。

「1 番」は横手地域局管内から、農地区分は、都市計画の用途地域であることから「第 3 種農地」と判断します。

事業概要は、譲受人は申請地の南側隣接地にて今年の 3 月に転用許可を受け福祉施設を建築しましたが、駐車場が不足していることから、この度申請するものです。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行います、L 型擁壁を設置し、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外のためありません。

その他、3 月の転用地と合わせると 1,000 平方メートルを超えるため、うるおいのあるまちづくり要綱により、横手市と開発行為の協議をし、許可見込みとなっております。

現地調査は、8 月 28 日、高瀬俊作委員と事務局で実施しております。

「2 番」も横手地域局管内からです。農地区分は、都市計画の用途地域であることから「第 3 種農地」と判断します。

事業概要は、譲受人は建材の販売並び住宅設備工事等を営む株式会社であるが、近年住宅受注増加に伴い資材置場が不足しているため、会社からも現場からも比較的に近い申請地について、申請するものです。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行います、法面を安定勾配にすることにより、周辺に影響が無いように配慮するとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より同意する旨の意見書が出されております。

その他、申請地は線路に面しておりますが、問題がないことを JR に確

認しております。また、市道から申請地に至る道路は法定外公共用財産ではありますが、運搬車両の通行について、横手市と協議済みであり、事業に関わり、周辺道路、農地等への影響についても譲受人より責任をもって対応するとの誓約書が出されております。

現地調査は、8月28日、高瀬俊作委員と事務局で実施しております。

続いて10ページをお開き下さい。「3番」は平鹿地域局管内からです。農地区分は、おおむね300m以内に鉄道の駅があることから「第3種農地」と判断します。

事業概要は、借受人は農産物の生産、加工、販売や農作業の受託等を営む株式会社であります。大雪により農機具格納庫が損壊してしまい、建て直すことになりましたが、同時にコンテナ置場や駐車場を整備することになり、転用面積が200㎡を超えることから、この度申請するものです。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、借用証書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、周辺と同じ高さのため盛土・造成は行いませんが、コンクリート舗装することにより、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、改良区の管轄外のためありません。

その他、農業振興地域の変更について、9月22日付けで横手市より通知されております。なお、本案件はすでに着工されていることから、弁明書が提出されております。

現地調査は、9月30日、佐藤勇委員と事務局で実施しております。

「4番」は雄物川地域局管内からのものです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断します。

事業概要は、譲受人はきの子類及び農産物の生産、加工、販売等を営む有限会社であります。事業の拡大に伴い、駐車場が手狭になったため、近隣に所在する申請地について申請するものです。

資金計画は、全額自己資金で対応とのことで、残高証明書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行いますが、土留めをすることにより、周辺への影響がないよう配慮するとのことです。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区より同意する旨の意見書が出されています。

その他、農業振興地域の変更について、8月26日付けで横手市より通知されております。

現地調査は、10月6日、吉田和儀委員と事務局で実施しております。本案件は、「第1種農地」ではありますが、農業用施設に供するものであることから、不許可の例外に該当するものと考えます。

続いて12ページとなります。「5番」は山内地域局管内からです。農

事務局

地区分は、おおむね 300m以内に市役所庁舎があることから「第 3 種農地」と判断します。

事業概要は、譲受人は現在の住宅が老朽化したため住宅の新築を検討しておりますが、不便な場所にあるため、他の住宅地域を探しましたが適地が無く、比較的交通の便が良い申請地を選定したものです。

土地概要は、隣接地の状況は、北側は市道、その他の周辺は農地となっております。

資金計画は、自己資金と借入金で対応するとのことで、残高証明書と融資内示書により確認しております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成は行いますが、法面を安定勾配にすることにより、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、改良区の管轄外のためありません。

その他、市道からの進入について、道路法の許可申請をしており、許可見込みとなっております。

現地調査は、10月5日、高橋正也委員と事務局で実施しております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いいたします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 38 号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 38 号」については許可することに決定いたします。

日程 4、議案第 39 号「農用地利用集積計画の撤回に対する意見決定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。議案書 15 ページになります。

農用地利用集積計画 7 件の撤回については、平成 29 年 9 月に「土地改良法の一部を改正する法律」が施行されたことにより、同法施行前に農地中間管理権を取得している農用地について、機構関連事業のほ場整備

事務局

実施に伴い、契約期間の変更を行うものであります。

同事業の要件として、契約期間が15年以上となっていることから、既に農地中間管理権を取得している農用地は、撤回までの履行期間を有効にし、その後の設定期間を解消した上で再度、農地中間管理機構と契約を締結することとなります。

なお、ご審議していただく7件の撤回についてご承認頂いた場合、本日の総会案件である、議案第40号にて利用権設定の議案を提案し、ご審議していただくこととしております。

また、本案件の機構関連事業のは場整備事業は、朴田荒処地区は場整備事業と平鹿蟹沢地区は場整備事業の2事業となります。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第39号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第39号」については、承認することにいたします。

以上をもって、「議案第39号」については「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

議長

日程5、議案第40号「農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。

はじめに「整理番号1189番」と「整理番号1195番」は、議席番号6番 佐藤勇委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。

(議席番号6番 佐藤勇委員 一時退席)

議長

「整理番号1189番」と「整理番号1195番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書27ページになります。

「整理番号1189番」と28ページの「整理番号1195番」につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、10月18日付で農用地利用集積計画公告により農家に貸し付ける予定となっております。

事務局	<p>本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 1189 番」と「整理番号 1195 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「整理番号 1189 番」と「整理番号 1195 番」については、承認することにいたします。</p> <p>退席者の入場を認めます。</p> <p>(議席番号 6 番 佐藤勇委員 着席)</p>
議長	<p>次に、議事参与案件を除く「整理番号 1110 番」から「整理番号 1199 番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 18 ページになります。はじめに所有権移転になります。</p> <p>「整理番号 1110 番」の 1 件につきましては、秋田県農業公社から農家がいり入れるものです。</p> <p>続きまして利用権設定です。議案書 19 ページになります。</p> <p>「整理番号 1111 番」から「1118 番」までの 8 件につきましては、内訳としまして、新規設定が 2 件、再設定が 6 件となっております。</p> <p>議案書 19 ページの「整理番号 1119 番」から議案書 28 ページの「整理番号 1199 番」までの議事参与案件を除く 79 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、10 月 18 日付で農用地利用集積計画公告により農家に貸し付ける予定となっております。</p> <p>なお、先ほど議案第 39 号で撤回の承認が得られた 7 件は、議案書 21 ページ整理番号 1136 番、23 ページ 1153 番、24 ページ 1157 番、26 ページ 1176 番、1177 番、1180 番、28 ページ 1192 番でございます。</p> <p>相続人代表による設定については、それぞれ必要な人数の同意を得ていることを確認しております。</p> <p>本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。</p>

4 番	<p>議案の内容ではないのですが、本日は推進委員の皆さんも出席されておりますが、推進委員さんに関する案件がある場合も同様に退席するのでしょうか。</p>
事務局	<p>以前にも同じようなケースがございました。農地利用最適化推進委員さんに総会へご出席して頂いておりますけれども、議決権が無いということで、議事参与には当たらないことを確認しております。</p>
議長	<p>ほかにご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与案件を除く「整理番号 1110 番」から「整理番号 1199 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議事参与案件を除く「整理番号 1110 番」から「整理番号 1199 番」については、承認することにいたします。</p> <p>以上をもって、「議案第 40 号」については「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。</p> <p>日程 6、議案第 41 号「農用地の買入協議に係る要請について」を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明いたします。議案書 30 ページになります。</p> <p>農用地の所有者から、所有権移転に係る斡旋を受けたい旨の申出が 1 件ありましたので、農業経営基盤強化促進法第 16 条 1 項の規定により、農用地の利用関係の調整に支障が起きないように農地保有合理化法人である秋田県農業公社に調整に係る協議を実施するよう「農用地の買入協議に係る要請書 (案)」により、横手市長に要請するものです。</p> <p>買入協議については、農地の売渡予定者と買受予定者から秋田県農業公社、市担当部局、会長、事務局で、双方の意思確認および売買価格等の聞き取りをし、問題が無いと判断され協議が成立した場合は、11 月以降の総会で所有権移転の利用集積計画諮問案件として審議される予定となります。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 41 号」につ</p>

議長

いて、横手市長に要請することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 41 号」については「農用地の買入協議に係る要請書」により、横手市長に要請することに決定いたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

(横手市農業振興課職員 着席)

議長

会議を再開します。

日程 7、議案第 42 号「横手農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」を上程します。

本件につきましては、横手市農業振興課からの説明をお願いします。

農業振興
課

農林部農業振興課の鈴木と申します。よろしくお願いたします。

本日は、事前に配布させていただいております、議案第 42 号別紙、変更申出一覧、申出位置図と各申出地の位置図、カラー両面のものですが、こちらで説明させていただきます。

それでは、今回の令和 3 年度第 2 期農振計画変更申出につきましては、8 月 13 日までに受付した除外 3 件、編入 2 件の申出となっております。

申出のあった 5 件について、現地調査を 9 月 13 日、市関係部局と農業委員会事務局との事前調整を 9 月 27 日に実施しております。また 10 月 1 日には市の促進協議会を開催し、除外申出については「農振法第 13 条第 2 項の 5 要件で審査したものであり、除外を可とする」また、編入申出については「事業遂行上の必要性から農振農用地に加えることは適当」との議案内容についてご審議頂き「異議なし」の議決を頂いていることをご報告させていただきます。

それでは、各案件について説明いたします。なお、申出者の敬称は省略させていただきます。

「申出 1 番」は 414 m²の除外です。申出者は、旧横手市内のアパートに居住してきましたが、婚姻を機に住宅の新築を検討。将来的には実家の農業を受け継ぐため、実家近くに複数の候補地を検討しましたが、実家敷地内では建築に必要な面積の確保が出来ないことや、近隣に売地が見つからないことなどにより、当該地に一般住宅建設・カーポートを整備する計画であります。

当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、集落に接続する農地であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから除外は適当と判断いたしました。

続いて「申出 2 番」は 17,602 m²の編入です。本案件は、令和 4 年度から令和 9 年度を事業年度として実施予定である土地改良事業の実施にあたり、事業区域内に農振非農用地が含まれていることから、それらを農振農用地に編入する必要があるため、編入申出がなされたものでありま

農業振興
課

す。

当該地は、優良農地として農用地に含めることにより、農地集積や農作業の効率化による農業振興の推進が図られることから、編入は妥当と判断いたしました。

「申出3番」は6,638.34㎡の編入です。この案件については、申出2と同様の事業内容となっており、申出・編入理由について同様に妥当と判断いたしました。

続いて「申出4番」は287.35㎡の除外です。申出者は、家族の増加により手狭になったことから住宅の建築を検討。自宅敷地内を検討しましたが、相続登記が困難なため、融資を活用できず断念。また、父母の介護や自身の将来的な介護の必要性を考慮し、自宅付近への建築を想定し、適地を探したものの、所有者に売却する意思がないことや、建築に必要な面積を確保出来ないことなどから、当該地に一般住宅を建設する計画であります。

当該地は、第1種農地と見込まれますが、集落に接続する農地であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないこと。また、土地改良事業完了後8年が経過していることから、除外は妥当と判断いたしました。

最後に「申出5番」は4.31㎡の除外です。申出者の先祖代々の墓地は、当該地区の山間に建造されていますが、管理上の問題や害獣被害等の発生が予想されることから改葬を検討。申出者は現在、旧横手市内に居住しておりますが、定年を機に除外申出地に隣接している実家へ転居することとしており、害獣からの危険回避や近隣環境を配慮し、当該地に墓地を改葬する計画であります。

当該地は、第2種農地と見込まれますが、他の土地への立地が困難であり、居住先にて先祖を敬う墓地を整備する目的実現の確実性並びに位置・面積について妥当であること。農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことなどから、除外は妥当と判断いたしました。

以上5件の説明を終わります。ご協議のほど、よろしく願いたします。

議長

農業振興課の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第42号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第42号」については「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。暫時休憩します。

(暫時休憩)
(横手市農業振興課職員 退席)

議長

会議を再開します。
日程 8、議案第 43 号「令和 3 年度秋田県農業委員会大会への提出議案(案)に対する意見聴取について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

ご説明いたします。「議案第 43 号別紙」をご覧ください。
本件については、各市町村の農業委員会からの政策提案を、県農業会議が取りまとめたものであり、11 月 1 日に能代市で開催される「令和 3 年度秋田県農業委員会大会」に大会議案として提案されます。
大会で決議された後には、国や県選出の国会議員、関係当局に対して要請活動を行う際に「要請書」として提出されるものです。
提出議案は 2 件となっております。
事前に資料を送付しておりましたので、各議案の概要のみ説明いたします。1 ページをお開きください。
議案第 1 号は、「農地利用の最適化の推進と新たな時代の農業・農村の活性化に向けた政策提案(案)」ということで、5 ページまであります。
内容としては、「農地集積・集約の推進」、「農業経営・担い手対策の充実」、「米の需給安定に向けた対策」、「有害鳥獣被害対策の強化」、「自然災害による農業被害への支援」、「新型コロナ禍における農家支援」、「農地利用の最適化に向けた農業委員会活動への支援」ということで、7 項目についての政策提案となっております。
次に、議案第 2 号についてご説明いたします。6 ページをお開きください。
議案第 2 号は、「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議(案)です。
内容については、農業委員・農地利用最適化推進委員が一丸となり、全国農業新聞、全国農業図書の普及・活用、「農業委員会だより」の発行などの情報提供活動の一層の強化を図っていく必要があるということで、具体的には 1 番から 3 番まで記載のとおりです。
以上が令和 3 年度秋田県農業委員会大会への提出議案(案)となっておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 43 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 43 号」については異議ないものと認め、「原案賛成」で一般社団法人秋田県農業会議へ報告することに決定いたします。

日程 9、議案第 44 号「横手市農地利用最適化推進施策等に関する意見書（案）について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたしますので、資料は本日配布しております「議案第 44 号別紙」をご覧くださいと思います。

本件については、本市農業振興のため、農業者の代表機関として農業・農村に関する諸問題などについて意見をまとめ、令和 4 年度の施策の立案や所要の予算措置に反映していただきたいということで、農業委員会に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、横手市長に対し意見書として提出しようとするものです。

内容につきましては、各地域の事務調整会議等で事前にご協議をいただいておりますので、詳しい説明は割愛させていただきますが、事務調整会議等で出された意見等は盛り込んだ形で修正しております。

修正となった部分は、ただいまの資料の 3 枚目に「参考資料」という形で A4 横のものを添付しておりますので、そちらをご覧ください。

修正となった部分は、意見書の項目 1 番で、当初は「雪害からの復旧について」としておりましたが、意見・要望欄に記載のとおり、被害予防・防止のための経費、また、自然災害や異常気象による被害に対しても支援策が必要ではないかのご意見がありましたので、項目の名称を「自然災害による農業被害への対策について」に変更しまして、内容については「将来の営農に希望を持てる復旧支援予算の確保を求めるとともに、今後も発生が予想される大規模自然災害に備え、農家や地域の実情に応じた、防災・減災対策を講じて頂くよう要望します。」という部分を追加しております。

次に項目の 2 番、「米政策について」では、米作りで生活できる施策や米作りができる担い手等の育成への支援、また、米の販売が増える対策や米価下落に対する助成などを盛り込んでもらいたいのご意見がありましたので、当初は「主食用米から飼料用米などへの転換促進」という記載がありましたが、その部分を削除し「農家や新規就農者が安心し、希望を持って米作りに取り組めるよう、あらゆる手段を速やかに講じて頂くことを強く要望します。」という内容に修正しました。

それから、当初はなかった項目 7 番、「鳥獣被害対策の強化について」を追加しております。

これは、イノシシによる農業被害が深刻化しているということで追加したものであり、内容については意見書（案）に記載のとおりです。

また、その他として意見書の提出の Spann や提出後の市長からの回答などを求めてもらいたいというようなこともご意見としてありましたが、これについては資料に記載のとおり、毎年、新年度の予算編成前に提出したいと考えております。また、回答については意見書を手渡す際にそのように要望したいと考えております。説明は以上で終わります。

事務局	よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 44 号」について、原案に賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 44 号」については、異議ないものと認め原案のとおり横手市長へ提出することに決定いたします。 日程 10、報告第 8 号「農地の転用事実に関する調査結果について」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明します。議案書 35 ページをご覧ください。報告件数は 1 件となっております。 増田地域局管内からのものです。照会地は「増田地域局」から東に約 480m に位置しております。 土地状況は、道路敷地とするため昭和 40 年 10 月 28 日付けで転用許可を受け、現在に至るものです。照会地は、現在も農地としての利用は困難であり、「非農地」と判断しました。 現地調査は、9 月 13 日、千葉肇委員、平良木保委員、阿部美喜夫推進委員と事務局で実施しております。 調査結果は、9 月 15 日付けで記載のとおり報告しております。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第8号」の報告を終わります。
以上をもちまして、第8回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(10時55分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和3年10月15日

議 長 飯野 正和

署名委員 高橋 尚也

署名委員 佐藤 省美
